

## 令和6年度 市道除雪事業について

## 1 除雪体制

飯山市除雪対策本部を飯山市克雪センターに設置し、除雪事業の執行にあたります。

設置期間：12月1日から翌年3月31日まで

## 2 除雪を行う積雪量

道路上の積雪が10cmを超えた場合を出動基準としています。

## 3 除雪計画

## ① 除雪路線

|        |         |       |          |
|--------|---------|-------|----------|
| 除雪路線総数 | 1,030路線 | 除雪総延長 | 346.58km |
|--------|---------|-------|----------|

## ② 除雪業務委託の内訳

12ブロック

90工区

## ③ 除雪機械の内訳

| 車種     | 規格                  | 計     | 合計     |
|--------|---------------------|-------|--------|
| タイヤドーザ | 3～13t級              | 計 57台 | 合計 91台 |
| ロータリー  | 80～300ps級(ハンドロータリ含) | 計 34台 |        |

## 4 雪捨場の指定

千曲川河川敷(中央橋上流)に雪捨場を確保します。

搬入時間：午前 8時 30分 から 午後 4時 30分まで

※長野県と協議し、大雪時には今井川遊水地にて雪捨て場を確保することになりました。

## ○ R6除雪事業の主な変更点

## 1 契約内容の見直し

- ・長期継続契約の契約期間を、3年間から5年間へ延長。(契約期間：R6～R10年)
- ・設計時間に対し70%を保障するものとし、安定した除雪体制を維持する。(最低保障)

## 2 除雪体制の見直し

- ・除雪作業時間に応じた工区の見直し。(2工区の増：5-4工区、10-2工区)
- ・除雪路線の状況に即した除雪機械の再配備、路線の見直し。